

## 伊奈町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

### 1 現状

#### (1) 職種ごとの人数、平均年齢及び平均給与(平成22年4月1日現在)

区分	伊奈町					民間企業		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)
伊奈町	34.3歳	11人	221,800円	255,100円	244,993円			
うち調理員	歳					調理士	40.8歳	276,300円
うち用務員	歳					用務員	54.5歳	214,000円
うち自動車運転手	歳					自家用乗用自動車運転手	53.1歳	278,700円
国	49.2歳	4,429人	285,548円		322,737円			
類似団体	48.5歳	18人	286,749円	313,671円	304,615円			

「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。(国及び類似団体については、平成21年4月1日現在の年齢及び月額です。)

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成18年～20年の3ヶ年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

#### (2) 年齢別職員数

区分	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人	1人	3人	5人	人	1人	1人	人	人	人	人	11人

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表について

伊奈町技能労務職員の勤務時間等、給与及び旅費に関する規則の給料表を適用しています。

#### イ 手当について

一般職に準じて、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤勉手当を、それぞれ該当者に支給しています。

#### ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、前1年間における勤務成績に応じ4号給(57歳を超える職員にあっては2号給)を標準として昇給します。

## 2 給与等の見直しに向けたこれまでの取組

### (1) 職員数について

平成17年度から平成21年度までの5年間で、職員数は10名減員となりました。

### (2) 給料表について

国が平成18年度に実施した給料表の引下げに準じて、町の技能労務職員の給料水準を約2.3%引下げました。(平成19年度実施)

### (3) 退職時特別昇給制度の廃止

勸奨退職者の退職時特別昇給制度を平成20年度から廃止しました。

## 3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員の給料及び手当については、人事院勧告を基に、埼玉県や近隣市の状況を勘案し、改定を行っていきます。

現在、人事評価制度の導入に向けての試行及び検討を行っています。将来的には、勤務成績を給与に反映するといった新たな昇給制度へ移行します。

## 4 今後の具体的な取組内容

今後、技能労務職員については、社会情勢の変化に対応すべく町としての将来を見据え、民間委託等への考慮もしつつ、行政サービスの質の低下を招かぬよう定員管理に努めてまいります。